



平成19年5月25日

各位

会社名 三井不動産株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩沙 弘道
(コード番号 8801 東証・大証第1部)
問合せ先 広報部長 山本 実
(TEL. 03-3246-3155)

株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成19年5月25日開催の取締役会において、当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションについて平成19年6月28日開催予定の当社第95回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、取締役報酬と当社の業績および株主利益の連動性を一層高めることを目的に、当社取締役（社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することといたします。

当社取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりといたします。

1. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は、1株とします。

ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」といいます。）後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合を行う場合、つぎの算式により付与株式数を調整します。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

なお、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、100,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合には、調整後付与株式数に下記2に定める新株予約権の

上限数を乗じた数を上限とします。

2. 新株予約権の数

100,000 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める期間とします。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します。

6. 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当に際してブラック・ショールズ・モデルを用いて算定される公正価値を基準として、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

7. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、原則として、当社の取締役、監査役、執行役員およびグループ執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

以 上